

令和4年度 上越市奨学金 認定所得額計算書(記載例)

※ 「認定所得額」とは、保護者等の1年間の所得金額から特別控除額(下記の「特別控除額表」のとおり)を引いた金額のことです。

※ 次の①から③に基づき、「認定所得額」を求めてください。

① 同一世帯に「特別控除額表」に当てはまる者がいる場合は「該当者の有無」欄に○を付ける。

「特別控除額表」

区分	特別の事情	特別控除額表		該当者の有無 (有の場合は○を付ける)		
就学者分控除	本人以外の就学者がいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		8万円		
		中学校(中等教育学校前期課程含む)		16万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校 (中等教育学校後期課程含む)	国・公立	28万円	47万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	41万円	60万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	60万円	80万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		大学(大学院含む)	国・公立	59万円	102万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
			私立	101万円	144万円	自宅通学 ・ 自宅外通学
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円
私立	37万円			46万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
専門課程	国・公立		22万円	62万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
	私立		72万円	112万円	自宅通学 ・ 自宅外通学	
その他の控除	母子・父子世帯			49万円		
	障害のある人がいる世帯	障害のある人1人につき (※障害者手帳の写しなどの証明書類が必要)		86万円		

兄が私立大学に自宅外から通っている。

※身体障害者手帳(写し)、療育手帳(写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)、特別児童扶養手当証書(写し)、障害基礎年金等の年金証書(写し)

備考1 「就学者分控除」欄の「本人以外の就学者がいる世帯」の控除は、申込者本人を除く世帯員を対象とする。

備考2 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除を合わせて控除することができる。

この金額が「上越市教育委員会の定める金額」以下である

② 保護者等の1年間の所得金額から「特別控除額表」より当てはまる金額を引く。

【保護者等の1年間の所得額】	—	【該当する特別控除額の合計】	=	【認定所得額】
550万円		144万円		406万円
<p>源泉徴収票より父及び母の合計</p>				

③ 上記②の計算により算出された【認定所得額】が上越市教育委員会の定める金額以下である場合、所得基準を満たしています。(本人が高校生等の場合:352万円以下、本人が大学生等の場合:466万円以下)

【メモ】